６月４日人権教育月間のスタートに当たり校長講話を行いました。最初に、教育実習に来ている本校の卒業生との対談を行いました。

実習生は、中学時代に体育委員長として廃止になりかけた学校祭の運動会を先生たちと交渉をして実現したことや運動会で「全校でドッヂボールをする」ことに決まり、「みんなが楽しめるドッヂボールにするにはどうすればいいか」について、委員会で議論をしたり、全校に意見を聞いたりして「全校ドッヂボール」を実現したエピソードを思い出しながら楽しそうに中学生に語ってくれました。

この話を受けて、次の話をしました。

体育委員会のエピソードを聞いて皆さんはどんなことを思ったでしょうか。

「みんなが楽しめるドッヂボールにするにはどうすればいいか？」

これはまさに誰もが幸せを感じることができるTEAM飯綱の「問い」ですね。これは、学校だけでなく社会全体の「問い」でもあります。

人間は互いの〈幸せ〉を認め合うルールを作り出しました。これが【人権】です。

日本国憲法第１３条には、すべての人が自由に幸せを追求する権利が保障されています。

しかし、互いが自分の「幸せ」主張して譲らなければ、けんかになることもあります。だから、他人との間の「対立」を悪化させないためには、互いの「幸せ」を認め合うしかありません。

日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

そのために必要となるのは対話です。対話には、互いの違いを認め合うことが重要です。違う意見がなければ対話にはなりません。

だから、対話をするには、もう一つ重要なことがあります。それは「自分の意見を安心して話せる安心感や安全性」です。違う意見を否定されては、何も言えなくなってしまうからです。

安心・安全な対話のルール

・何を言ってもいい
・人の言うことに対して否定的な態度をとらない
・わからなくなってもいい

14

そこで、みんなが安心して対話するためのルールをみんなで確認したいとおもいます。

対話には、互いをリスペクトする環境が大切です。

互いの違いを認め合う対話の文化を築き、一人ひとりの自由がとことん大切にされる学校を作っていきましょう。